

健康福祉委員会資料

(病院局関係)

1 令和7年第1回定例会提出予定議案の説明

(27) 議案第37号 川崎市病院局企業職員定数条例の一部を改正する

条例の制定について

資料1 新旧対照表

病院局

令和7年2月10日

川崎市病院局企業職員定数条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
○川崎市病院局企業職員定数条例 平成16年12月22日条例第64号 (趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第172条第3項の規定に基づき、川崎市病院局企業職員（以下「職員」という。）の定数に関し必要な事項を定めるものとする。 (職員の定数) 第2条 職員の定数は、<u>1,602人</u>以内とする。 (定数の配分) 第3条 前条の職員の定数の配分は、病院事業管理者が定める。 (定数外) 第4条 休職者、自己啓発等休業をしている職員、配偶者同行休業をしている職員、育児休業をしている職員、公益的法人等への派遣職員及び外国の地方公共団体の機関等への派遣職員の数は、職員の定数外とする。 2 前項に掲げる職員が復職し、又は職務に復帰した場合は、当該職員の数は、1年を超えない期間に限り、職員の定数外とすることができる。	○川崎市病院局企業職員定数条例 平成16年12月22日条例第64号 (趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第172条第3項の規定に基づき、川崎市病院局企業職員（以下「職員」という。）の定数に関し必要な事項を定めるものとする。 (職員の定数) 第2条 職員の定数は、<u>1,594人</u>以内とする。 (定数の配分) 第3条 前条の職員の定数の配分は、病院事業管理者が定める。 (定数外) 第4条 休職者、自己啓発等休業をしている職員、配偶者同行休業をしている職員、育児休業をしている職員、公益的法人等への派遣職員及び外国の地方公共団体の機関等への派遣職員の数は、職員の定数外とする。 2 前項に掲げる職員が復職し、又は職務に復帰した場合は、当該職員の数は、1年を超えない期間に限り、職員の定数外とすることができる。